

洪水時における緊急避難場所としての使用及び 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

旭川市（以下「甲」という。）とイオン北海道株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり洪水発生時における地域住民等の緊急避難場所としての使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、次の各号における場合にそれぞれ必要な事項を定めるものとする。

- (1) 甲の区域内で洪水が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「洪水時」という。）において、乙の所有又は管理する施設を地域住民の緊急避難場所として甲が一時使用すること
- (2) 甲の区域内で災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に甲と乙が相互に協力して、応急生活物資の供給等を円滑に実施すること

（要請）

第2条 甲は、乙に対して次に掲げる事項について要請することができる。

- (1) 洪水時における、乙の所有又は管理する施設の一時使用
- (2) 災害時において、乙が保有する物資の供給及び運搬
- (3) 災害時において、甲が必要とする応急生活物資の仕入れ及び運搬

2 甲の乙に対する要請手続きは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（使用施設）

第3条 前条第1項第1号において、乙が、甲の要請に基づき使用させる施設（以下「本件施設」という。）は次のとおりとする。

- (1) 所在地 旭川市緑町23丁目2161-3
- (2) 施設名称 イオンモール旭川西店
- (3) 構造等 SRC構造 3階建

（使用範囲）

第4条 甲は、洪水時において次に掲げる範囲を一時使用できるものとする。

- (1) 避難場所 3階駐車場 (2176.0㎡)・屋上駐車場 (9211.3㎡)
- (2) 避難経路 駐車場スロープ
- (3) 入 口 駐車場入口

(使用範囲の変更・解除)

第5条 乙は、本件施設の増改築・閉鎖等により第4条の内容を変更する必要がある場合又は緊急避難場所としての使用が困難となるときは、甲に対する申し入れにより、使用範囲の変更又は当該施設の緊急避難場所指定を解除できるものとし、甲は理由のいかんにかかわらず承認するものとする。

(使用期間)

第6条 本件施設の使用期間は、洪水発生の危険が高まり、旭川市長から避難準備情報等が発令された時から解除されるまでの間とする。

2 緊急避難場所として開設する必要がある場合、原則として事前に文書にて要請とするが、そのいとまのない場合は、甲は乙に電話連絡等により要請するものとする。

(避難誘導及び退去誘導)

第7条 甲は、避難地域及び本件施設に職員等を派遣し、一時避難した住民の対応にあたる。

2 甲は、避難場所の収容面積確保のため、避難行動要支援者を収容する場合を除き、地域住民に対し本件施設への自動車の進入を禁止する。

3 甲は、洪水警報等が解除され、避難準備情報等が解除されたときは、甲の責任において速やかに避難住民を本件施設以外に誘導し、退去させるものとする。

4 甲は、前条の使用期間終了後については、他の避難所を用意するなどして、地域住民の安全と円滑な退去誘導を実現するものとする。

(応急生活物資)

第8条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(物資の引き渡し)

第9条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に物資を運搬し、甲の派遣した職員の確認を受けて引き渡しを行うものとする。

(費用負担)

第10条 費用負担については、次のとおりとする。

- (1) 本件施設内の使用範囲の使用料は無料とする。
- (2) 協定第2条第1項第1号に基づき、本件施設に一時避難している住民に対し、甲の要請により食料・生活物資等を可能な範囲で提供するものとし、甲はその費用を負担す

るものとする。

(3) 協定第2条第1項第2号及び第3号に基づき、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、物資の供給及び運搬が終了した後、費用を甲に一括請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(施設破損時の対応)

第12条 洪水時に本件施設が緊急避難場所として使用された場合において、地域住民の一時的な避難に伴い本件施設の破損が生じた場合は、甲が修復に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第13条 乙は、洪水時、本件施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとし、甲が責任を持って解決する。

(避難方法の周知徹底)

第14条 甲は、日常より地域住民に対し、避難行動要支援者の避難を除き洪水時に自動車を使用しないことを周知徹底するものとする。

(緊急避難場所の表示等)

第15条 甲は、原則として本件施設について指定緊急避難場所の表示を行うとともに、ホームページ等で地域住民に周知するものとする。

(情報の伝達及び交換等)

第16条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のための連絡窓口をあらかじめ定め、相手方に通知するものとする。

2 甲と乙は、必要に応じて応急生活物資の在庫状況等について情報交換を行うものとする。

3 甲は、災害時において、住民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。

4 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況、物資の緊急輸送路の状況等について情報交換を行うものとする。

(生活物資の安定供給)

第17条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう住民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はこれに積極的に協力するものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1か月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は当該有効期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

(協議)

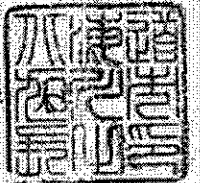
第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年10月3日

甲 旭川市
旭川市長

西 川 将



乙 札幌市白石区本通21丁目南1番10号
イオン北海道株式会社
代表取締役社長 星 野 三 郎



別表

災害時応急生活物資

区 分		品 目
食 料 品	主 食	米、パン、めん類、弁当、おにぎり、インスタント食品 レトルト食品（ご飯）、粉ミルク、離乳食など
	副 食	肉、野菜、魚、缶詰、惣菜（漬物、梅干し、のり、つくだ になど）、豆腐など
	調 味 料	味噌、醤油、塩、砂糖、ソース、化学調味料、バター マーガリン、ジャムなど
	そ の 他	果物
飲 料 品		ミネラルウォーター、（ペットボトル） ウーロン茶、緑茶（ペットボトル） 牛乳、コーヒー、紅茶など
生 活 物 資	寝 具 類	毛布、寝具、寝袋、タオルケットなど
	衣 料 品	下着、靴下、防寒服、雨具など
	日 用 品 等	ほ乳ビン、紙おむつ、おむつカバー、生理用品、石鹸 洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、シャンプー、トイレットペーパー、 ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、洗面用具、 裁縫セット、掃除用具、タオル、なべ、やかん、バケツ、 食器類、アルミボイル、ラップ、使い捨て食器、割り箸、 ライター、懐中電灯、乾電池、ポリバケツ、ポリタンク、 ビニールシート、ブルーシート、使い捨てカイロ、マスク、 蚊取り線香、シューズなど
	学 用 品 等	文房具、カバン、シューズなど
	燃 料 等	卓上ガスコンロ、カートリッジボンベなど

- (1) 災害時の応急物資は、おおむね上記の品目を基準とし、災害の規模などの状況に応じて調達する。
- (2) 品目は上記の他に甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

別記様式

平成 年 月 日

応急生活物資供給に関する要請書

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

様

旭 川 市 長

品 名	規 格	数 量	単 位	備 考

納品希望日時	月 日 時 分	引き渡し場所	
受領確認者（市担当者）	部	課 氏名	
要請担当課 （電話番号）	部 課 （ ）	担当者氏名 （FAX）	

